

簡易公募型プロポーザル方式(拡大)に係る手続き開始の公示
(建築のためのサービス、その他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針(平成8年6月17日事務次官等会議申合せ)記4に定める調達の対象外である。

また、本業務に係る特定及び契約締結は、当該業務に係る補助金の交付決定がなされることを条件とするものである。

令和6年8月5日

国立大学法人 九州工業大学長
三谷 康 範

1. 業務概要

- (1) 業務名 九州工業大学(飯塚)DX 教育棟(仮称)新営設備設計業務
- (2) 業務内容 DX 教育棟(仮称)(S造2階建、延べ面積1,050㎡)の新営に係る設備の実設計業務
- (3) 履行期限 令和7年3月28日(金)
- (4) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
 - ① 文部科学省における令和5・6年度の設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている者であること。
 - ② 経営状況が健全であること。
 - ③ 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - ④ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、ワークライフ・バランス等の取組に関する認定状況
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準
 - ① 担当予定技術者の能力
資格、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績
 - ② 技術提案書の提出者の能力
技術者数、技術力、主要業務の実績、同種又は類似業務の実績、ワークライフ・バランス等の取組に関する認定状況
 - ③ 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性
 - ④ 課題についての提案
提案の的確性、提案の独創性、提案の実現性

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒804-8550 福岡県北九州市戸畑区仙水町1番1号
国立大学法人 九州工業大学施設課 施設企画係
電話番号 093-884-3037 FAX番号 093-884-3041
メールアドレス shi-kikaku@jimu.kyutech.ac.jp

(2) 説明書等の交付期間及び場所及び方法

令和6年8月5日(月)10時00分から令和6年8月21日(水)13時00分まで、九州工業大学ホームページ内「入札公告(施設課担当分)」にてダウンロード配布のみとする。なお、ダウンロードに必要なパスワード発行は、上記担当部局で行うため予め、メールにて問い合わせを行うこと。(問い合わせ時間は、日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から17時00分まで)

「施設課の発注情報」へのアクセスは、九州工業大学ホームページトップ>企業の方へ>入札公告・随意契約等>入札公告(施設課担当分)

<https://bap.jimu.kyutech.ac.jp/publishes/34/index>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

令和6年8月21日(水)13時00分。記3(1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)すること。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和6年9月10日(火)13時00分。記3(1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 無
- (7) 技術提案書のヒアリングを実施する場合は、別途通知する。
- (8) 関連情報を入手する為の照会窓口 記3(1)に同じ。
- (9) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (10) 詳細は説明書による。